



上下水道だより

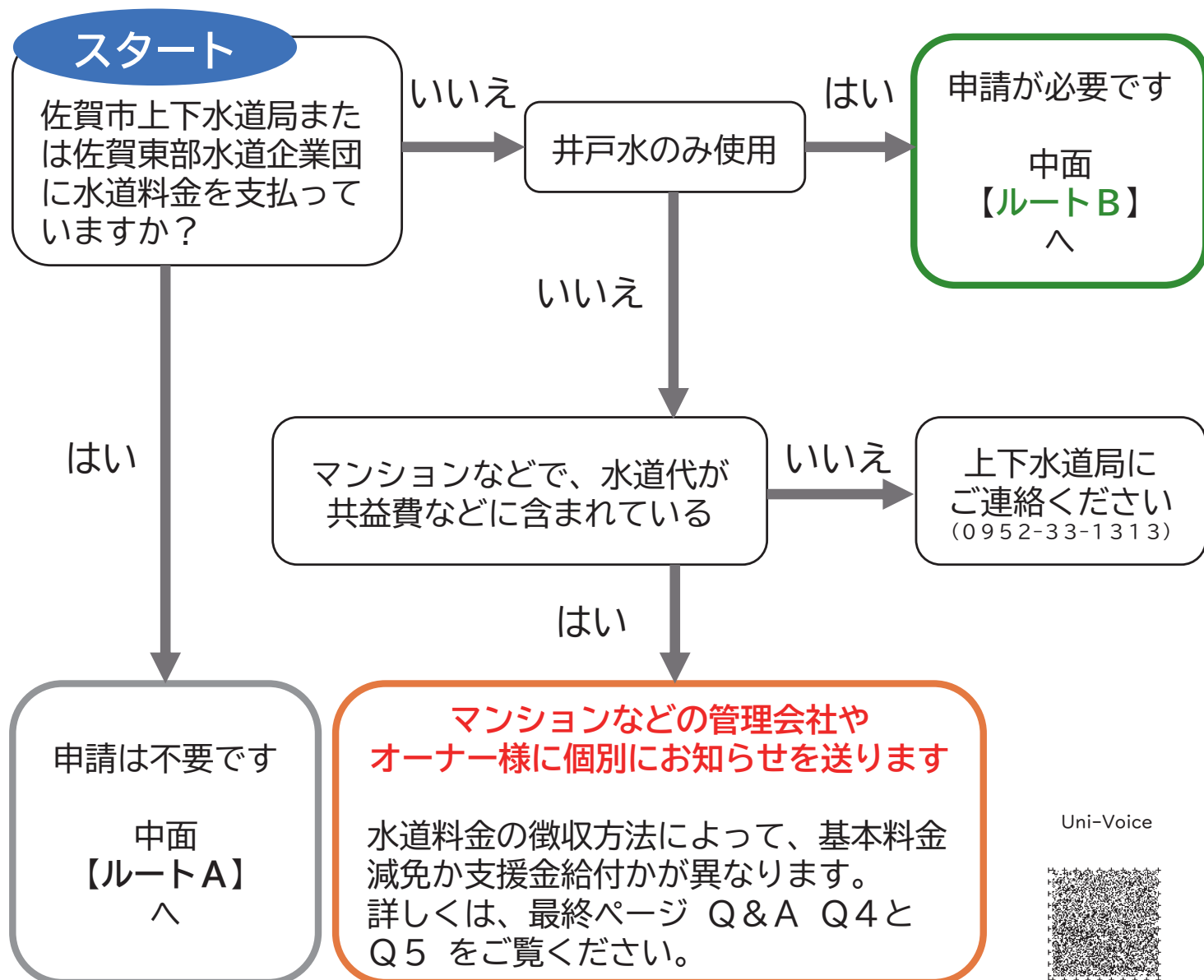
2026
物価高騰対策
特別号②

令和8年4月発行
佐賀市上下水道局
佐賀市若宮三丁目6番60号
TEL(0952)33-1313
FAX(0952)33-1336

支援金の申請は お済みでしょうか？

－ 佐賀市の支援金のご案内 －

「支援判別チャート」で手続きが必要かどうか
ご確認ください



申請は不要です

「お手続きの必要はありません」
(自動的に水道料金の基本料金4か月分を減免します)

対象となる方

○佐賀市上下水道局・佐賀東部水道企業団と給水契約がある世帯・事業者
※公的機関、基本料金がない特殊な料金体系の方は、減免の対象外です。

減免の内容

基本料金を4か月分(2期分)減免します。

<1か月の基本料金(税込)>

～5^m : 1,265円 × 4か月分(2期分) = 5,060円

6^m以上 : 1,430円 × 4か月分(2期分) = 5,720円

対象期間:

【佐賀市上下水道局の区域】

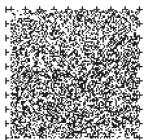
○南地区: 2月検針(3月請求)、4月検針(5月請求)

○北地区: 3月検針(4月請求)、5月検針(6月請求)

【佐賀東部水道企業団の区域(川副町、東与賀町)】

○東与賀町: 2月検針(2月請求)、4月検針(4月請求)

○川副町: 3月検針(3月請求)、5月検針(5月請求)



申請が必要です

「申請いただくことで支援を受けられます」
 (支援金をご指定の口座に振り込みます)

対象となる方

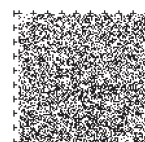
- 水道未契約の世帯・事業者（井戸水・民営水道など）
- 令和8年2月1日から5月31日までに居住（事業）実態がある
 → 申請により、5,060円（基本料金相当分）を支援します。

申請について

申請期間：令和8年3月2日～7月31日

- 申請できる方（申請者）
 原則、申請者は「世帯主」「事業主」となります。
 - 申請方法
 1. 窓口での申請
 - (1) 受付窓口
 上下水道局2階お客様センター、市役所1階上下水道窓口、各支所
 - (2) 提出するもの
 - ①申請書（受付窓口でご記入いただくか、上下水道局HPからダウンロードしてください）
 - ②本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
 ※申請者以外の方が窓口に来られる場合は、来られる方の本人確認書類も併せてご持参ください。
 - ③振込先口座が確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）
 2. 郵送による申請 **【書類の不備が頻発しています】**
本人確認書類、口座確認書類のコピーは入っていますか？
 - (1) 提出先
 〒849-8558 佐賀市若宮三丁目6番60号 佐賀市上下水道局 業務課
 - (2) 提出するもの
 - ①申請書（上下水道局HPからダウンロードほか）
 - ②本人確認書類のコピー（マイナンバーカード、運転免許証等）
 - ③振込先口座が確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）のコピー
- 必要な書類等についての詳細は、裏面のQ&A Q2をご確認ください。

申請書のダウンロードはこちらから⇒



もっと教えて！制度のこと ～Q&A～

Q1：申請書はどこでもらえるの？

A1：上下水道局2階お客様センター、市役所1階上下水道窓口、各支所で配布するとともに、上下水道局のホームページにも掲載しています。
また、上下水道局にお電話をいただければ郵送いたします。

Q2：①申請書以外に必要な書類の例を教えてください。

A2：②本人・住所が確認できるものと、③振込先口座が確認できるものは以下のとおりです。②、③両方の書類等を1点ずつご用意ください。

②本人・住所が確認できるもの

(いずれか1点)

- ・マイナンバーカード(表面)
 - ・運転免許証
 - ・賃貸借契約書のコピー
 - ・公共料金(電気・ガス等)の支払明細書
 - ・その他、公的機関からの通知書など
- 申請者の「お名前」と「ご住所」が記載されているものを選んでください。

③振込先口座が確認できるもの

(いずれか1点)

- ・通帳(お名前と口座番号がわかるページ)
- ・キャッシュカード

郵送で申請される場合は、**②と③のコピーを同封**してください。

窓口申請の場合は、ご提示いただくだけで結構です。

Q3：世帯主で申請するけど、振込先は別名義でもいいの？

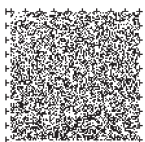
A3：原則として、世帯主の名義です。やむを得ない場合はご相談ください。

Q4：マンションで水道を使っているけど、支払っているかどうかがわからない。でも、手続きなしで減免できるの？

A4：現在水道をご利用で、上下水道局、佐賀東部水道企業団に直接お支払いされていないお客さまは、管理会社やオーナー様に共益費などの名目で水道料金も含めて支払っておられると思います。管理会社やオーナー様に手続きをしていただきますので、お客様からの手続きは不要です。

Q5：ひとつの家屋や施設等に複数世帯が同居している場合はどうなるの？

A5：同居の状況により異なりますので、下記連絡先までご相談ください。



<水道料金の減免・支援金制度に関するお問い合わせ>

〒849-8558

佐賀市若宮三丁目6番60号 佐賀市上下水道局 業務課

TEL：0952-33-1313

FAX：0952-33-1336

メール：gyomu.sui@city.saga.lg.jp